

一般社団法人 埼玉県トラック協会 様

埼玉県農林部畜産安全課
課長 丸山 盛司 (公印省略)

飼料運搬車両に係る衛生対策の徹底について (通知)

日頃、本県の家畜衛生行政の推進につきまして、御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

一昨年、国内で26年ぶりに発生したCSFは昨年9月に本県でも発生し、未だ予断を許さない状況が続いています。国の調査では、人や車両を介したCSFウイルスの農場侵入が否定できない事例も報告されており、県としましては、養豚農家に対し、農場における専用衣服の使用や、畜舎ごとの専用衣服及び長靴の着用を始めとした、飼養衛生管理基準の遵守について、繰り返し指導しているところです。

飼養衛生管理基準の遵守においては、農場主の取組みだけでなく、農場へ頻繁に出入りする飼料運搬業者の皆様方の御協力が不可欠となります。つきましては、貴会会員の皆様へ周知いただくとともに、農場へ出入りする際には、下記のとおり衛生対策について御理解、御協力くださるよう、よろしく願いいたします。また、農場のみならず、と畜場、飼料工場等畜産関係車両が多く集まる場所においても、交差汚染防止対策のため衛生対策を励行いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 衛生管理区域出入口での車両内外の消毒
 - (1) 動力噴霧器等を用い、車両全体を消毒した後、タイヤ、タイヤハウス、車両下部を重点的に消毒してください。特に、タイヤに付着する泥等はよく落としてください。
 - (2) 運転席のハンドル、ペダル、フロアマット、ステップ等、ドライバーの履物や手指をアルコールスプレー等で消毒してください。
- 2 専用衣服、長靴等の着用
 - (1) 衛生管理区域内や工場内で作業する場合は、専用衣服や長靴を着用し、外部からウイルス等を持ち込まないようにしてください。
 - (2) 作業後、着用していた専用衣服や長靴は外部に持ち出さないでください。
- 3 現地の衛生対策ルールへの遵守
農場や工場により衛生対策ルールは異なるため、農場や工場従業員の指示に従ってください。

担当：家畜衛生担当 曾田

電話：048-830-4174